

みんなで支え合う

国民健康保険



人間ドック検診を受ける 予定の皆さんへ

日野町国民健康保険（国保）に加入されている皆さんの健康づくりを応援するため、人間ドック検診に要した費用の一部を補助しています。

【補助対象者】

次のすべてに該当する方

- ・日野町国民健康保険被保険者であること
- ・年齢が35歳以上75歳未満であること
- ・日野町国民健康保険税を滞納していないこと

検診後、検査結果を提出し、特定健康診査として町が検診結果を活用することに承諾していただくこと

【補助額】

人間ドック基本検査項目（脳ドック・がん検診・その他オプション）となる項目を除く）に要した費用の2分の1
※上限2万円

※補助金の交付は年度中ひとりにつき一回

【手続き方法】

検診後、次のものを持参し、国保の窓口（住民課保険年金担当）で申請してください。

- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・人間ドック基本検査に要した費用の領収書
- ・人間ドック検診結果票
- ・質問票

振込先の金融機関名・口座番号のわかるもの

人間ドック検診補助の申請を予定されている方は、検診日が決まり次第、国保窓口まで連絡をしてください。

また、人間ドック検診補助を申請される方は、特定健康診査で行わなければならない項目がすべて含まれていれば特定健康診査の実施にかえることができます。詳しくは、お問い合わせください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎0567-1

感雑向綿

日野町長 藤澤直広

桜満開の4月11日。春風のように爽やかな笑顔の伊藤みきさんがワールドカップ初優勝など大活躍のうち、今シーズンを終え、日野町に「凱旋」。来年のソチ・オリンピックでの金メダル獲得の決意を新たにされました。町民の皆さんと一緒にしっかりと応援したいと思います。

変わりました。そして、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（11条）と規定されました。大日本帝国憲法は、「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるように天皇が「臣民」を統治するための法規でした。日本国憲法では、国民が主権者であり、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である基本的人権は、永久の権利」として、政府に対する「命令書」の役割を果たしています。

オリンピックは平和の祭典でもあります。オリンピック憲章には「オリンピックの目標は、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てることとにあり、その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある。」とあります。平和な社会を築くことは万民の願いです。第2次世界大戦を契機として国際連合が設立され、日本では日本国憲法が制定されました。5月3日は憲法記念日です。日本国憲法の柱は、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重。「戦争をする国からしない国に」、「主権が天皇から国民に」

今、こうした世界に誇る憲法を改正しようという危険な動きがあります。戦争をする国が「普通の国」であってはなりません。「お国に為に」国民があるのではなく、国民の幸せのためにこそ国が存在しなければなりません。まずは憲法第96条の改正手続きの緩和が狙われています。その時々政府によつて容易に「改正」できるようでは「命令書」になりません。国民からすれば「改正」の必要性はありません。憲法の全条項の完全実施こそ必要です。「自由と平和を愛する文化国家を建設する」ために力を合わせましょう。